

業種別の償却資産の具体例

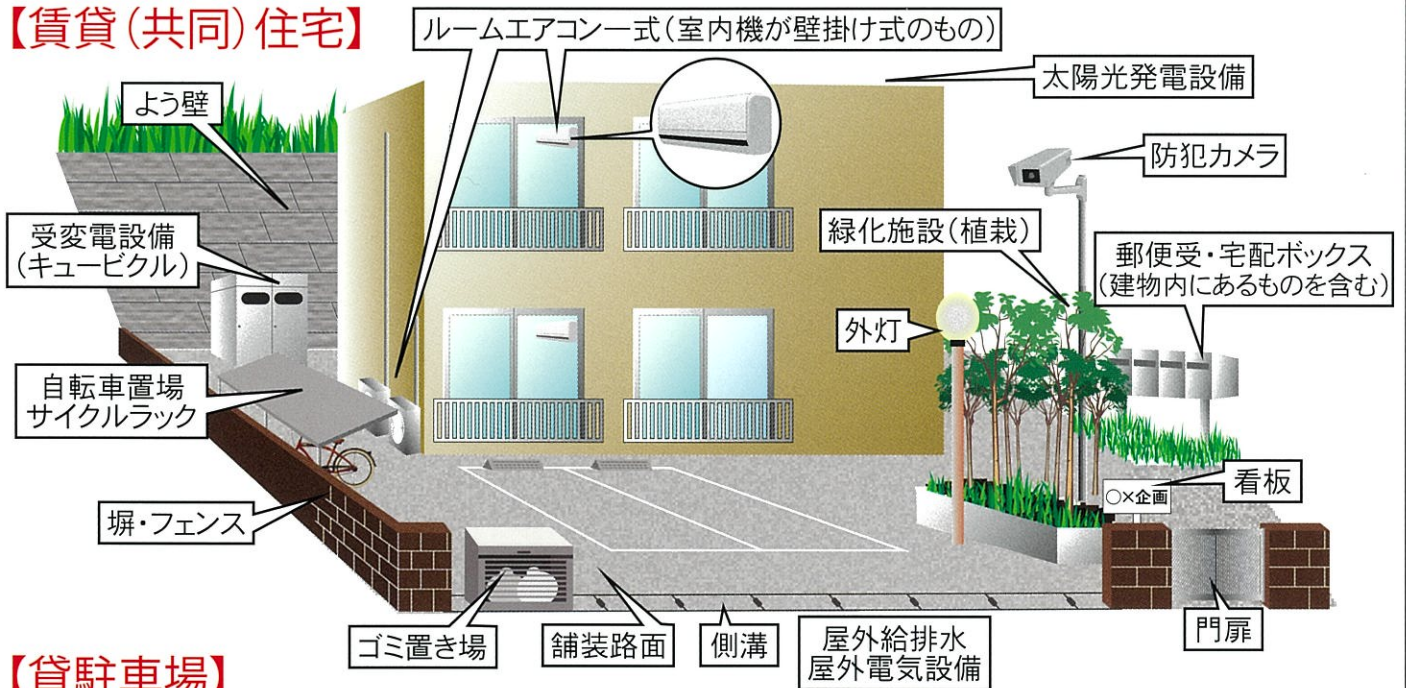
業 種	申告対象となる主な償却資産の例示
共 通	駐車場設備、受変電設備、外構工事(舗装路面、庭園、門・塀・外灯・緑化施設等)、広告塔、簡易間仕切、応接セット、キャビネット、ロッカー、ルームエアコン、パソコン、コピー機、内装・内部造作等(賃借人(テナント)が取り付けた場合)、LAN設備等
農 業	ビニールハウス、農耕用車輛(小型特殊自動車を除く)、温室管理装置、農業用機械設備・器具等
建設業	発電機、ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両(軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車、コンクリートカッター、ミキサー等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
小売業	ショーウィンドー、陳列棚、陳列ケース、日よけ、自動販売機、冷凍冷蔵庫等
喫茶・飲食店	カウンター、テーブル、椅子、テレビ、カラオケセット、放送設備、冷凍冷蔵庫、厨房設備、日よけ、自動販売機等
ガソリン販売業	ガソリン計量器、洗車機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、独立キャノピー、テレビ、消火器、自動販売機、構内舗装等
不動産貸付業	棚、照明等の電気設備、外構工事(舗装路面、門・塀・緑化設備等)、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)、駐車場料金精算機、防犯カメラ、屋外給排水設備、自転車置き場、太陽光発電設備等
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌機、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、サインポール等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内装等
自動車整備業	リフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機等
医療業 (医科・歯科)	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置)、各種検査機器、各種事務機器、待合室用いす、薬品戸棚、陳列ケース、給食用厨房機器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包設備等

# 賃貸(共同)住宅、貸ビル、貸店舗及び駐車場などを 経営されている方は償却資産の申告が必要です。

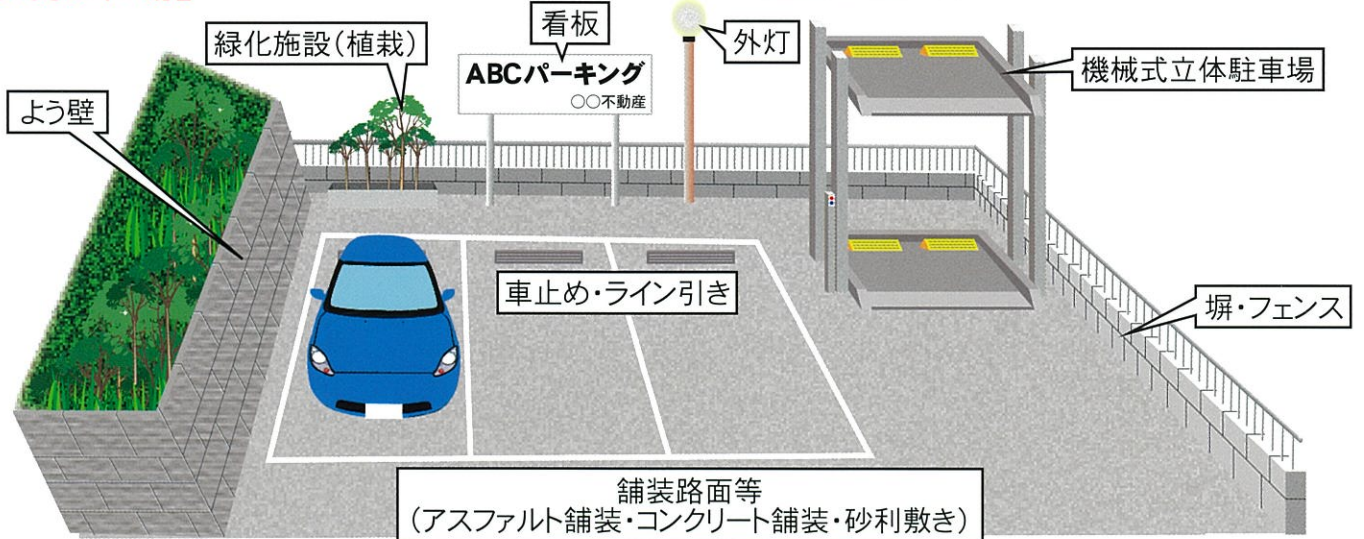
- 固定資産税の対象には、土地・家屋の外に償却資産があります。
- 固定資産税の対象の償却資産は、事業用に供される有形の資産(構築物・建物附属設備、器具、備品など)をいいます。
- 償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在所有する資産について、その年の1月末までに市に申告する必要があります。(地方税法第383条)

## 償却資産として申告が必要な資産は?【申告対象例】

### 【賃貸(共同)住宅】



### 【貸駐車場】



申告・お問い合わせは

市川市役所 財政部 固定資産税課 償却資産担当

〒272-8501 千葉県市川市八幡1-1-1

TEL 047-334-1111(代表) 内線:12913・12914

FAX 047-712-8744

受付時間:月～金曜日:8時45分から17時15分